

２０２６年度
健康保険被扶養者資格調査（検認）実施について

1. 目　　的　就職や収入増加などにより扶養認定基準を満たさなくなった場合でも、届出がされないまま被扶養者として登録されていることがあります。
このような状況を適正化し、皆様からお預かりしている保険料の適正な使用のため、厚生労働省の指導により毎年度、被扶養者資格確認調査の実施が義務付けられています。

2. 対 象 者　2026年4月1日時点で18歳以上74歳未満の被扶養者のうち、次のいずれかに該当する方
(1)前年に給与収入のほか、事業所得、不動産所得等の一定の収入があった方
(2)前年の収入情報が公的機関より確認できなかった方
(3)夫婦共同扶養確認の確認が必要な方
(4)転籍、定年後再雇用、任意継続被保険者への変更等により引き続き被扶養者となっている方
(5)22 歳以上の子供、父母、兄弟姉妹、孫
(6)その他、当健康保険組合が確認を必要と判断した方

以下の方は対象外です。
※ 2026 年 4 月 1 日以降に新たに被扶養者として認定された方(認定時に審査を実施しているため)
※ 年間収入が 100 万円未満の配偶者、および 21 歳未満の子
※ 同居かつ収入が老齢年金のみの配偶者

なお今年度は、マイナンバー制度における情報連携ネットワークシステムを活用し、あらかじめ世帯や収入等の情報を確認のうえ一次審査を実施しております。その結果、上記の方のみを対象に調査を行いますので、Web 上に表示されない被扶養者は対象外となります。

3. 調査方法　被扶養者 WEB 検認システム iBss（アイビス） を利用したインターネット申請
https://ibss.jp/portal/signup.ibss
PC・スマホ・タブレットにてログインし、入力および必要書類等のアップロードをお願いします。
原本の提出は不要です。
※WEBの回答が困難な方は、11/27までに紙調査票発行希望の旨、当組合へご連絡ください。

4. ｽｹｼﾞｭｰﾙ

11月19日(木)	**対象者へ案内送付(会社の電子メールまたは自宅郵送)**
11月19日(木) ～ 11月27日(金)	**WEB にて 初回ログイン登録**
11月19日(木) ～ 12月 6日(日)	**WEB にて 回答・必要書類アップロード**
12月 1日(火) ～	**順次当健保にて審査開始**

5. 注意事項
・審査にあたり、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。
・25歳以上の子については、扶養認定時と同様に現況確認調査を実施します。
・健康保険組合は「番号法」により「個人番号利用事務実施者」に位置付けられ、マイナンバーを活用して連携している各機関の情報を取得することが認められております。
・期限までに回答および必要書類の提出が確認できない場合は、健康保険法施行規則に基づき、被扶養者資格を取り消す場合があります。
・WEB 申請を行う際は、第三者による閲覧や情報漏えいの危険がない安全な環境で、ご自身の個人情報の取り扱いに十分ご注意のうえ実施してください。

6. 問合せ先　◆ WEB 申請の操作方法について
iBss システムサポートセンター　TEL:050-2018-2862（ボイスポット／自動音声）
（平日 10:00～17:00 ※12:00～13:00 は除く）
◆必要書類・審査内容について
大京健康保険組合　扶養調査担当　TEL:03-3404-1884　（平日 10:00～17:00）